



本事業は、SDGsの「3すべての人に健康と福祉を」に資する取組です。

2026 年 7 月 1 日（水）
愛知県福祉局子育て支援課
子ども政策グループ
担当 伊藤、平山
内 線 3197、3462
ダイヤルイン 052-954-6106

「子どもの権利に関する条例（仮称）」骨子（案）に対して 子ども・若者のみなさんからの意見を募集します！

愛知県では、子どもの権利が尊重され、全ての子どもが健やかに成長し、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現に向けて、尊重すべき子どもの権利の内容や、子ども施策に対する県の基本的な考え方をまとめた「子どもの権利に関する条例（仮称）」骨子（案）を作成しました。

その骨子（案）をもとに、子ども・若者のみなさん向けの資料も作成しましたので、この資料を読んで、気づいたことや考えたことなど、みなさんからの意見を募集します。

なお、この意見募集とあわせ、骨子（案）に対する県民意見提出制度（パブリック・コメント制度）による県民の皆様からの意見も募集しています。

記

1 意見募集期間

2026 年 7 月 1 日（水）から 2026 年 7 月 31 日（金）まで（必着）

2 対象者

愛知県に住んでいる、おおむね小学生から 30 歳未満までの子ども・若者

3 意見の提出方法

（1）オンラインで回答する場合（推奨）

（二次元コード）

愛知県 Web ページ（<https://www.pref.aichi.jp/press-release/kodomo-kennri-jourei-kodomomuke-publiccomment.html>）のリンクから Microsoft forms にアクセスし、意見を提出してください。



（2）Eメールで回答する場合

回答様式（愛知県 Web ページからダウンロードできます。）に、年齢、お住まいの市町村名を御記入の上、以下のメールアドレスに送付してください。

Eメールアドレス：kosodate@pref.aichi.lg.jp

※Eメールで御意見を提出いただく場合は、件名を「子どもの権利に関する条例（仮称）骨子（案）の資料に対する意見（子ども・若者向け）」としてください。

（3）回答を郵送する場合

回答様式（愛知県 Web ページからダウンロードできます。）に、年齢、お住まいの市町村名を御記入の上、以下の住所に送付してください。

〒460-8501（住所記入不要）

愛知県庁福祉局子育て支援課子ども政策グループ宛て

（４）回答をFAXで送付する場合

回答様式（愛知県 Web ページからダウンロードできます。）に、年齢、お住まいの市町村名を御記入の上、以下の番号に FAX で送付してください。

FAX：052-971-5890

4 「子どもの権利に関する条例（仮称）」骨子（案）の子ども・若者向け資料について

（二次元コード）

愛知県 Web ページ（<https://www.pref.aichi.jp/press-release/kodomo-kennri-jourei-kodomomuke-publiccomment.html>）から、資料がダウンロードできます。



また、愛知県福祉局子育て支援課（愛知県庁西庁舎3階）、県民相談・情報センター、各県民相談室、海部県民センター広報コーナー、知多県民センター広報コーナー及び新城設楽振興事務所広報コーナーにおいて紙の資料を見ることができます。

5 提出いただいた御意見への対応

- （１）今回募集した意見は、この条例を制定する際の参考にさせていただきます。
- （２）一人ひとりの意見に対して個別に回答は行いませんが、提出いただいた御意見を取りまとめて、Web ページに掲載する予定です。
- （３）今回募集した意見は、個人情報を除いて公開する場合があります。

6 問合せ先

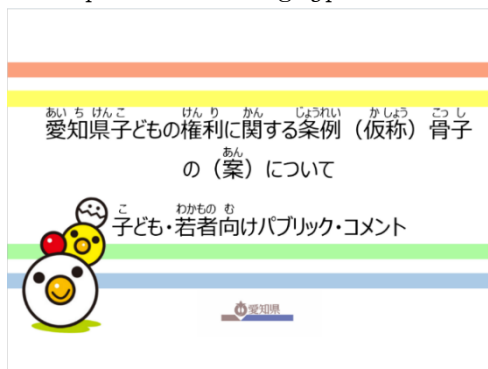
愛知県福祉局子育て支援課子ども政策グループ

〒460-8501（住所記入不要）

電話：052-954-6106

FAX：052-971-5890

Eメール：kosodate@pref.aichi.lg.jp



「子どもの権利に関する条例（仮称）」骨子（案）の子ども・若者向け資料イメージ